

○倉敷市営住宅等の管理に関する規則

平成9年6月30日

規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市営住宅条例（平成9年倉敷市条例第25号。以下「条例」という。）の規定による市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(住宅替え承認の申請)

第2条 条例第5条第7号の規定により当該市営住宅に入居を希望するとき、又は第8号の規定により公営住宅の入居者が相互に入れ替わろうとするときは、所定の入居申込書に所定の住宅替え承認申請書を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(単身入居の住宅の規格)

第3条 条例第6条に規定する別表第1に定める者が入居することができる市営住宅の規格は、居室数が3室以下又は住戸専用面積が40平方メートル以下の住宅とし、市長が別に定める。

(入居者資格に係る滞納金)

第4条 条例第6条第5号の規則で定める収入金は、家賃、損害賠償金その他入居者が負担すべき費用とする。

(入居の申込み及び決定)

第5条 条例第8条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、所定の入居申込書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 住宅困窮を証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条第2項に規定する入居予定者に、期限を指定して次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 収入を証明する書類
- (2) 戸籍謄本
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第8条第2項の規定による通知は、所定の入居決定通知書により行うものとする。

(審議会の組織)

第6条 条例第9条第1項の規定に基づき設置する倉敷市営住宅入居者選考審議会（以下「審議会」という。）は、委員若干名をもって組織し、委員長1人、副委員長2人を置く。

(委員の委嘱及び任期)

第7条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、後任者が委嘱されるまでは在任するものとする。

(1) 各種団体から選出された者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適任と認めた者

2 途中で委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は当然退任するものとする。

(役員を選任方法及び職務)

第8条 審議会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第9条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(会議の運営)

第10条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(優先入居者の定義)

第11条 条例第10条第3項の規定により優先入居できる者のうち、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによる。

(1) 20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親 申込者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、20歳未満の子を扶養しているもの（同居の親族に20歳以上の者で、経常的収入を得る職業に就いているものがある者を除く。）をい

う。

(2) 老人 申込者が60歳以上であり、同居の親族が次のいずれかに該当する者をいう。

ア 配偶者

イ 60歳以上の者

ウ 18歳未満の者

(3) 障害者 申込者又は同居の親族が、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 精神障害者（知的障害者を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級又は2級であるもの

イ 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所で知的障害の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている障害の程度が、アに規定する精神障害者に相当する程度であるもの

ウ 身体障害者 次のいずれかに該当する者

(ア) 恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3の第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者

(イ) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者

エ 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である18歳以上の者であって、かつ、同法第22条第8項の規定により交付を受けた障害福祉サービス受給者証を所持しているもの

(4) 低額所得者 申込人が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受

けている者をいう。

(5) 配偶者等からの暴力被害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）第3条第3項第3号（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護若しくは同法第5条（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ DV法第10条第1項（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する申立てを行った者（当該申立てに対し、裁判所が同項各号に規定する命令を行い、かつ、当該命令の効力がその生じた日から起算して5年を経過していない場合に限る。）

(6) 犯罪被害者 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により、被害を受けた者（前号に規定する配偶者等からの暴力被害者を除く。）

及びその家族並びにその遺族で、次のいずれかに該当することが客観的に証明できるもの

ア 犯罪等により収入が減少し、生計維持が困難であること。

イ 現に居住している住宅又はその付近で発生した犯罪等により、当該住宅に居住することが困難であること。

2 条例第10条第3項の規定による優先入居を希望する者は、所定の優先入居申込書に当該事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申込みをした者については、その公開抽選に当たり、一般の申込人に比し、当選率について優遇する。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める方法によることができる。

（入居の手続）

第12条 条例第12条第1項第1号の請書には、連帯保証人の印鑑登録証明書並びに所得並びに住民税及び固定資産税の完納を証明する書類（法人の場合は、定款、寄附行為等）を添付しなければならない。

2 入居者は、入居後15日以内に、所定の入居完了届を市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する請書の様式については、市長が別に定める。

（連帯保証人の条件等）

第13条 条例第13条第1項に規定する連帯保証人の条件は、住民税又は固定資産税の納税義務者であって、その完納者又は次に掲げる法人のいずれかであることとする。ただし、市長が適当と認めて承認したときは、この限りでない。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、同法別表第1号、第8号、第9号、第11号から第13号まで又は第17号のいずれかに該当する活動を行うもの

2 条例第13条第3項又は第4項の規定により連帯保証人の変更等の承認を受けようとする者は、所定の連帯保証人変更承認申請書に請書を添付して、市長に提出しなければならない。

3 第12条第1項の規定は、前項の請書について準用する。

（同居の承認申請）

第14条 条例第14条の規定により同居の承認を受けようとする者は、所定の同居承認申請書に続柄を証明する書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（入居者・同居者異動届）

第15条 入居者が氏名を変更したとき、又は同居者に出生、死亡、転出その他これらに準じる異動があったときは、速やかに所定の入居者・同居者異動届を市長に提出しなければならない。

（入居の承継の申請等）

第16条 条例第15条の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、所定の入居承継承認申請書に請書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。

- (1) 当該承認を受けようとする者が、当該入居者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が、当該入居者の入居時から、引き続き同居している親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合を除く。）
- (2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認後における収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第9条第1項に規定する金額を超える場合
- (3) 当該入居者が、条例第45条第1項各号のいずれかに該当する者であった場合

(4) 当該承認を受けようとする者が、当該入居者の配偶者又は条例別表第1に定める者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)に該当しない場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める条件を具備しない場合

3 第12条第1項の規定は、第1項の請書について準用する。

(収入申告等)

第17条 条例第17条第1項の規定による収入に関する申告は、所定の収入申告書に前年中の収入状況を証明する書類を添付しなければならない。

2 条例第17条第3項の規定による通知は、所定の収入認定通知書により行うものとする。

3 条例第17条第4項の規定により意見を述べようとする者は、同条第2項の規定による通知を受けた日から30日以内に、所定の収入認定更正申出書にその理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請)

第18条 条例第18条(条例第33条第3項又は第35条第3項において準用する場合を含む。)、第21条第2項又は第57条の6第2項の規定により家賃、敷金又は駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、所定の家賃等減免(徴収猶予)申請書に、減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(入居者の報告義務)

第19条 入居者は、当該市営住宅又は共同施設を滅失し、又は破損したときは、所定の滅失(破損)届により市長に報告しなければならない。

(迷惑行為等の禁止)

第20条 条例第26条に規定する迷惑行為等は、次に掲げる行為とする。

(1) 市営住宅又は共同施設を故意に毀損し、汚損し、又は滅失する行為

(2) 市営住宅又は共同施設を不衛生な状態とする行為

(3) 市営住宅又は共同施設において、粗暴な言動により、近隣住民に対し、精神的苦痛、著しい不安若しくは恐怖を与える行為又は日常生活の平穩を妨げる行為

(4) 市営住宅又は共同施設において、犬、猫、鳥等の動物を飼育し、又は保管する行為

- (5) 市営住宅又は共同施設を不当に占有する行為
 - (6) 許可なく市営住宅又は共同施設に駐車する行為
 - (7) その他周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為
- (長期不使用届)

第21条 条例第27条の規定による届出は、所定の不使用届により行わなければならない。

(一部用途変更の承認申請)

第22条 条例第29条ただし書の規定により市長の承認を受けようとする者は、所定の一部用途変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(増築等の承認申請)

第23条 条例第30条第1項ただし書の規定により増築等の承認を受けようとする者は、所定の模様替え等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(収入超過者又は高額所得者の認定等)

第24条 条例第31条第1項の規定による通知は、所定の収入基準超過決定通知書により行うものとする。

2 条例第31条第2項の規定による通知は、所定の高額所得者認定通知書により行うものとする。

3 条例第31条第3項の規定により意見を述べようとする者は、同条第1項又は第2項の規定による通知を受けた日から30日以内に、所定の更正申出書にその理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(明渡し期限延長の申出)

第25条 条例第34条第4項の規定により明渡しの期限延長を申し出ようとする者は、所定の明渡しの期限延長申出書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(住宅あっせんの申出)

第26条 条例第36条の規定により住宅のあっせんを申し出ようとする者は、所定の住宅あっせん申出書を市長に提出しなければならない。

(住宅返還の手続)

第27条 条例第44条第1項の規定による市営住宅の明渡しの届けは、所定の返還届により市長に届け出なければならない。

(社会福祉法人等の使用の申請等)

第28条 条例第47条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、所定の使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第51条の規定による報告は、所定の報告書により行わなければならない。

3 第16条から第19条まで及び第26条の規定は、条例第46条第1項に規定する社会福祉法人等による市営住宅の使用について準用する。

(特定優良賃貸住宅の申請等)

第29条 第2条、第4条(第1項第3号を除く。)、第11条(第1項を除く。)、第12条から第16条まで、第18条から第24条まで及び前条の規定は、条例第53条の規定による市営住宅の使用について準用する。

(駐車場の使用の申請等)

第30条 条例第57条の2の規定により市長の許可を受けようとする者は、所定の駐車場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、駐車場の使用を許可した者に対して、所定の駐車場使用許可証を交付するものとする。

(有料駐車場の名称及び設置場所)

第31条 条例第57条の6第1項に規定する有料駐車場の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称	設置場所
市営中洲団地有料駐車場	倉敷市安江550番地57

(有料駐車場の使用料)

第32条 条例第57条の6第2項に規定する有料駐車場の使用料は、次のとおりとする。

名称	使用料(月額)
市営中洲団地有料駐車場	3,086円

備考 金額には消費税及び地方消費税を含む。

(駐車場の長期不使用届)

第33条 条例第57条の10において準用する条例第27条の規定による届出は、所定の不使用届により市長に届け出なければならない。

(駐車場の返還)

第34条 条例第57条の10において準用する条例第44条第1項の規定による駐車場の明渡しの届出は、所定の駐車場返還届により市長に届け出なければならない。

(身分証票の様式)

第35条 条例第59条第3項に規定する身分を示す証票の様式については、市長が別に定める。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第36条 条例第60条の規定により市長が指定するもの（以下この条において「指定管理者」という。）に市営住宅等の管理を行わせる場合における第23条、第27条、第30条、第33条及び第34条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。ただし、第23条の規定の適用については、模様替えの承認に係るものに限る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則による改正後の倉敷市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条、第4条、第10条、第12条及び第14条から第23条までの規定は適用せず、この規則による改正前の倉敷市営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）第6条の2から第9条まで及び第12条から第16条までの規定は、なおその効力を有する。

3 平成10年4月1日前に旧規則の規定により提出された申請書その他の書類は、新規則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

4 旧規則に定める様式による帳票等は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

5 この規則の施行の日前において、現に旧規則の規定により在任する審議会の委員は、その

任期が満了するまでの間、引き続き新規規則の規定による審議会の委員として在任するものとする。

附 則（平成11年3月26日規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月4日規則第2号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年6月20日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月27日規則第170号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月28日規則第18号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（関係規則の一部改正）

2 倉敷市営再開発住宅条例施行規則（平成9年倉敷市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「倉敷市営住宅条例施行規則」を「倉敷市営住宅等の管理に関する規則」に改める。

3 倉敷市営改良住宅条例施行規則（平成9年倉敷市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「倉敷市営住宅条例施行規則」を「倉敷市営住宅等の管理に関する規則」に改める。

4 倉敷市営都市計画住宅条例施行規則（平成9年倉敷市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「倉敷市営住宅条例施行規則」を「倉敷市営住宅等の管理に

関する規則」に改める。

附 則（平成25年4月16日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日規則第90号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第10条第1項第3号の改正規定 公布の日
- （2） 第10条第1項第5号及び第6号の改正規定 平成26年1月3日
- （3） 第27条第2項の改正規定 平成26年4月1日

附 則（平成26年7月23日規則第54号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第39号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。